

業務の概要と提供する個人情報の保護措置

【委託のメリット】

- ・ 専門的なデータ分析に基づいた支援が可能になる。
- ・ 民間の蓄積されたノウハウを活かし、市民の多様性に応じて柔軟で質の高いサービスを提供できる。

【委託のデメリット】

- ・ 個人情報を含む事務であるため、個人情報の取扱い注意が必要である。

個人情報の取扱いについて保護措置を検討原則として庁内で委託業務を行う

被保護者

主治医等

タブレット(市貸与)

- ・ 個人が特定出来ない情報
- ・ タブレットとアプリにそれぞれ別のパスワード
- ・ 情報は規定日数で自動消去・遠隔消去も可
- ・ 拔出不可

(2)健康・生活面における個別訪問・支援

(3)嘱託医や主治医等との情報共有・連絡調整

嘱託医

紙

- ・ 公用車で直接持参、直帰の指示
- ・ 書類を車内に置いたまま車から離れないよう指示
- ・ 管理簿記載、管理者・嘱託医双方でチェック

庁内

Ube City Network

- ・ 閲覧不可

健康管理支援員 2名以上 配置

- ・ 個人情報の取扱いについて契約等で指示

- ・ 閲覧は可
- ・ ID・パスワード設定
- ・ 入力不可
- ・ 拔出不可

レセプト管理システム

(1) データ分析

(4)生活保護システムへの入力

生活保護システム

ケース記録

- ・ 閲覧は可
- ・ ID・パスワード設定⇒支援員の入力を制限

持ち出す場合は氏名を消す等加工した情報を取込み

職員がチェック

主治医要否意見書

病状実態調査票

- ・ 職員管理

委託先が作成した資料

- ・ 鍵付き保管庫